

第二百二十七号議案

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第八十九条・第九十条）」を「（第八十九条―第九十一条）」に改める。

第九十条を第九十一条とし、第八十九条を第九十条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第八十九条 障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面

に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五十五号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設ける必要がある。